

日本歯内療法学会 専門医制度・指導医制度・認定研修施設制度 における規則改正について

表題の件につき、以下の改正が2019年6月15日開催の2019年度第2回総会で承認されました。本改正は2024年1月1日から適用となりますので、ご注意ください。

各規則、細則は[こちら](#)をご覧ください。

【専門医制度規程】

- ・「第4条 4) 診療室に手術用顕微鏡を有していること。」の追加。
- ・「第10条 2 診療室に手術用顕微鏡を有していること。」の追加。

【指導医制度規程】

- ・「第3条 9) 診療室に手術用顕微鏡を有していること。」の追加。

【認定研修施設制度規程】

- ・第4条 4) 「歯科用実体顕微鏡」を「手術用顕微鏡」に改正。

日本歯内療法学会
認定審議会